

商品概要説明書

一般財形貯金

(2022年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○一般財形貯金
2. 販売対象	○JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者(年齢制限なし)
3. 期間 (預入期間)	○3年以上
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	○次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れます。 ・月例給与および賞与 ・月例給与 ・賞与 ○1回あたり1円以上 ○1円単位 ○預入日の3年後の応答日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
5. 払戻方法	○一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ○払戻時に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	——
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 ……… 預入時の2年以上の利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 … 預入時の2年以上の利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 … 預入時の2年以上の利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 … 預入時の2年以上の利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 … 預入時の2年以上の利率×90%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口(電話:055-957-8028)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

	<p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<p>○「退職等に関する通知書」（退職した日から 6 か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A ふじ伊豆